５０音表

No	カナ	品　　目	燃やすごみ	容器包装プラスチック	燃やさないごみ	粗大ごみ、持込判断	有害危険ごみ	資源物	各種リサイクル法	処理困難物、その他	HP掲出	備考（HP用）
1	ﾀｰﾌﾟ	タープ			切断	支柱 4		△			○	タープ本体 →燃やさないごみ（50cm未満に切断すること） 支柱 →燃やさないごみ（1m未満のもの） →粗大ごみ（1m以上のもの（支柱4本で処理券1枚）） 資源物（金属製のみ） →地域のリサイクルステーションへ排出すること
2	ﾀｲｵﾝｹｲ	体温計（電子式）			○		○				○	リチウムイオン電池等を外した場合 →燃やさないごみ リチウムイオン電池等が外せない場合 →有害危険ごみ ※充電池が取り外せない場合「充電池入り」と記載し排出すること リチウムイオン電池等本体 →販売店などのリチウムイオン電池等回収BOXにて排出すること コイン型リチウム電池・乾電池 →有害危険ごみ ※乾電池が取り外せない場合「乾電池入り」と記載し、有害危険ごみで排出すること ※リチウムイオン電池等の処分方法についてはパンフレットのP11参照
3	ﾀｲｵﾝｹｲ	体温計（水銀式）					○				○	
4	ﾀｲｶｷﾝｺ	耐火金庫								A	○	処理困難物 →販売店・専門業者等問合せまたは、事前にクリーンセンターで処理困難物の搬入予約を行うこと
5	ﾀｲｼﾎﾞｳｹｲ	体脂肪計（ヘルスメーター）			○		○				○	リチウムイオン電池等を外した場合 →燃やさないごみ リチウムイオン電池等が外せない場合 →有害危険ごみ ※充電池が取り外せない場合「充電池入り」と記載し排出すること リチウムイオン電池等本体 →販売店などのリチウムイオン電池等回収BOXにて排出すること コイン型リチウム電池・乾電池 →有害危険ごみ ※乾電池が取り外せない場合「乾電池入り」と記載し、有害危険ごみで排出すること ※リチウムイオン電池等の処分方法についてはパンフレットのP11参照
6	ﾀﾞｲｼｬ	台車(一般家庭用)			○	○		△			○	燃やさないごみ →1m未満のもの 粗大ごみ →1m以上のもの（1点で処理券1枚） 資源物（金属製のみ） →地域のリサイクルステーションへ排出すること
7	ﾀｲｼﾞｭｳｹｲ	体重計			○		○				○	リチウムイオン電池等を外した場合 →燃やさないごみ リチウムイオン電池等が外せない場合 →有害危険ごみ ※充電池が取り外せない場合「充電池入り」と記載し排出すること リチウムイオン電池等本体 →販売店などのリチウムイオン電池等回収BOXにて排出すること
8	ﾀｲｼｮｳｺﾄ	大正琴（琴）			○						○	
9	ﾀｲｿｳﾖｳﾏｯﾄ	体操用マット				持込判断					○	クリーンセンター持込のみ（現場判断）
10	ﾀﾞｲﾄﾞｺﾛﾖｳﾏｯﾄ	台所用マット			切断						○	燃やさないごみ →50cm未満に切断すること
11	ﾀｲﾌﾟﾗｲﾀｰ	タイプライター			○						○	燃やさないごみ →1m未満のもの（PCと間違いがあるので「タイプライター」と貼紙を貼ること）
12	ﾀｲﾔ	タイヤ（自動車部品）								D	○	廃掃法第6条に基づく廃棄物のため、市処理施設で処分不可
13	ﾀｲﾔ	タイヤ（自転車部品）			切断						○	燃やさないごみ →50cm未満に切断すること

①処理困難物、その他（A）→クリーンセンターで予約可能　②処理困難物、その他（B）→他事業者案内、又は廃掃法上廃棄物でない　③処理困難物、その他（C）→販売店・専門店等問合せ　④処理困難物、その他（D）→法令や条例上処理不可

No	カナ	品　　目	燃やすごみ	容器包装プラスチック	燃やさないごみ	粗大ごみ、持込判断	有害危険ごみ	資源物	各種リサイクル法	処理困難物、その他	HP掲出	備考（HP用）
14	ﾀｲﾔﾁｪｰﾝ	タイヤチェーン			○			△			○	燃やさないごみ →１m未満のもの 資源物（金属製のみ） →地域のリサイクルステーションに排出すること
15	ﾀﾞｲﾘｾｷｾｲﾋﾝ	大理石製品（小型のもの以外）								A	○	処理困難物 →販売店・専門業者等問合せまたは、事前にクリーンセンターで処理困難物の搬入予約を行うこと
16	ﾀｲﾙ	タイル								A	○	処理困難物 →販売店・専門業者等問合せまたは、事前にクリーンセンターで処理困難物の搬入予約を行うこと
17	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	タイルカーペット			○ 注意						○	燃やさないごみ→１m未満のもの ※集積所に排出する場合、一度に少量ずつ排出すること（20枚程度） 排出合計枚数の厚さが40cm未満であれば、排出可能
18	ﾀﾞｳﾝｺｰﾄ	ダウンコート・ダウンジャケット	△					○			○	燃やすごみ →50cm未満に切断すること ※汚れ、やぶけ、動物の毛などがひどいもの 資源物（布類） →ひもで十文字に束ねた状態で、地域のリサイクルステーションへ排出すること ※濡れたものは再利用不可（雨の日及び、雨が降りそうな日には排出不可）
19	ﾀｵﾙ	タオル	△					○			○	燃やすごみ →50cm未満に切断すること ※汚れ、やぶけ、動物の毛などがひどいもの 資源物（布類） →ひもで十文字に束ねた状態で、地域のリサイクルステーションへ排出すること ※濡れたものは再利用不可（雨の日及び、雨が降りそうな日には排出不可）
20	ﾀｵﾙｹｯﾄ	タオルケット	△					○			○	燃やすごみ →50cm未満に切断すること ※汚れ、やぶけ、動物の毛などがひどいもの 資源物（布類） →ひもで十文字に束ねた状態で、地域のリサイクルステーションへ排出すること ※濡れたものは再利用不可（雨の日及び、雨が降りそうな日には排出不可）
21	ﾀｶｴﾀﾞｷﾘﾊﾞｻﾐ	高枝切ばさみ・電動式				○	○	△			○	粗大ごみ →１m以上のもの（１点で処理券１枚） ※刃先を紙などで梱包すること 有害危険ごみ →刃先を紙などで梱包し、刃物と記載すること 資源物（金属製のみ） →地域のリサイクルステーションに排出すること リチウムイオン電池等本体 →販売店などのリチウムイオン電池等回収ＢＯＸにて排出
22	ﾀｸﾊｲﾎﾞｯｸｽﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	宅配ボックス			○	○		○			○	燃やさないごみ →１m未満のもの 粗大ごみ →１m以上のもの（１点で処理券１枚） 資源物→金属製 地域のリサイクルステーションに排出すること
23	ﾀｹ	竹（生竹・加工した竹）	注意								○	①自然に生えた竹の場合、長さ2m未満、直径20cmに切り、森のまちエコセンターに搬入 ②朽ちている場合は、半月上に切断し、クリーンセンター問い合わせまたは、森のまちエコセンター相談 ③加工した竹（大木を支える等の用途で使用したもの）は、長さ50cm未満で、半月上に切断して、クリーンセンターに持込み ④朽ちた竹または加工した竹を燃やすごみとして排出する場合は、ほぼ木くずの状態にした上で混ぜて排出
24	ﾀｹｳﾏ	竹馬				★		△			○	指定品目 →１セットで処理券１枚 資源物（金属製のみ） →地域のリサイクルステーションに排出すること
25	ﾀｹｽﾐ	竹炭（消臭剤）	○								○	

①処理困難物、その他（A）→クリーンセンターで予約可能　②処理困難物、その他（B）→他事業者案内、又は廃掃法上廃棄物でない　③処理困難物、その他（C）→販売店・専門店等問合せ　④処理困難物、その他（D）→法令や条例上処理不可

５０音表

No	カナ	品　　目	燃やすごみ	容器包装プラスチック	燃やさないごみ	粗大ごみ、持込判断	有害危険ごみ	資源物	各種リサイクル法	処理困難物、その他	HP掲出	備考（HP用）
26	ﾀｹﾎﾞｳｷ	竹ぼうき	切断			○ 4					○	燃やすごみ →50cm未満に切断すること 粗大ごみ →50cm以上のもの（4本まで処理券1枚）
27	ﾀﾀﾐ	畳（置き畳・ユニット畳・システム畳）				★					○	指定品目 →1畳1枚で処理券1枚（持ち込み可能枚数は一日に10枚（10畳）まで） ※半畳の場合は2枚で処理券1枚（半畳以上は、1枚カウント） ※10枚以上は搬入場所確保の観点よりクリーンセンター問い合わせ
28	ﾀﾀﾐ	畳（1枚の厚さ10mm未満のもの）				★ 4					○	指定品目 →4枚で処理券1枚
29	ﾀﾀﾐﾍﾞｯﾄﾞ	畳ベッド				★					○	指定品目 →一式（フレーム+マットレス）で処理券1枚 ※できるだけ解体して排出すること
30	ﾀｯｷｭｳﾀﾞｲ	卓球台								C	○	販売店・専門業者等問合せ
31	ﾀｯｷｭｳﾗｹｯﾄ	卓球ラケット			○						○	
32	ﾀﾞｯｽｲｷ	脱水機			○	○					○	燃やさないごみ →1m未満のもの 粗大ごみ →1m以上のもの（1点で処理券1枚）
33	ﾀｯﾊﾟｰ	タッパーウエアー（保存容器）			○						○	
34	ﾀﾊﾞｺ	たばこ（吸殻）	○								○	使用済み・未使用の場合 →燃やすごみ（水で濡らして他のごみと混ぜて少量ずつ排出すること）
35	ﾀﾞﾌﾞﾙﾍﾞｯﾄﾞ	ダブルベッド				★					○	指定品目 →一式（フレーム+マットレス）で処理券1枚 ※できるだけ解体して排出すること
36	ﾀﾌﾞﾚｯﾄﾀﾝﾏﾂ・ｽﾏｰﾄﾌｫﾝ・ｹｲﾀｲﾃﾞﾝﾜ	タブレット端末・スマートフォン（携帯電話）				注意	△				○	販売店・専門業者等問合せ →モバイル・リサイクル・ネットワーク回収店にて排出すること 小型充電式電池本体 →販売店などの小型充電式電池回収BOXにて排出すること 膨張したバッテリー →クリーンセンター持込のみ（現場判断） 携帯電話のリサイクル →ホームページ番号：1002472
37	ﾀﾗｲ	タライ	○		○	○		○			○	天然素材の場合 →燃やすごみ（50cm未満のもの） →粗大ごみ（50cm以上のもの） プラスチック製の場合 →燃やさないごみ（1m未満のもの） →粗大ごみ（1m以上のもの） 資源物（金属製のみ） →地域のリサイクルステーションに排出すること
38	ﾀﾜｼ	タワシ・金タワシ			○						○	
39	ﾀﾞﾝｻﾞﾚｰﾄ	段差プレート				持込判断					○	クリーンセンター持込のみ（現場判断）
40	ﾀﾝｻﾝｶｰﾄﾘｯｼﾞ	炭酸カートリッジ（ガスシリンダー）								B	○	メーカー回収
41	ﾀﾝｽ	タンス（和・洋・整理・茶・ベビー）				★					○	指定品目 →1棹（さお）で処理券1枚 ※タンスの上に置く棚（飾り棚）は別途処理券が必要
42	ﾀﾝｾﾞﾝ	丹前（どてら）	○					△			○	燃やすごみ →50cm未満に切断すること ※汚れ、やぶけ、動物の毛などがひどいもの 資源物（布類） →ひもで十文字に束ねた状態で、地域のリサイクルステーションへ排出すること ※濡れたものは再利用不可（雨の日及び、雨が降りそうな日には排出不可）
43	ﾀﾞﾝﾈﾂｻﾞｲ	断熱材（スプレー式）	注意									
44	ﾀﾞﾝﾈﾂｻﾞｲ	断熱材								C	○	販売店・専門業者等問合せ

①処理困難物、その他（A）→クリーンセンターで予約可能　②処理困難物、その他（B）→他事業者案内、又は廃掃法上廃棄物でない　③処理困難物、その他（C）→販売店・専門店等問合せ　④処理困難物、その他（D）→法令や条例上処理不可

No	カナ	品　　目	燃やすごみ	容器包装プラスチック	燃やさないごみ	粗大ごみ、持込判断	有害危険ごみ	資源物	各種リサイクル法	処理困難物、その他	HP掲出	備考（HP用）
45	ﾀﾞﾝﾍﾞﾙ	ダンベル（プラスチック製）								A	○	処理困難物 →販売店・専門業者等問合せまたは、事前にクリーンセンターで処理困難物の搬入予約を行うこと
46	ﾀﾞﾝﾍﾞﾙ･ﾃﾂｱﾚｲ	ダンベル（鉄製）・鉄アレイ			○			○		A	○	5kg未満の場合 →燃やさないごみ 5kg以上の場合 →処理困難物（販売店・専門業者等問合せまたは、事前にクリーンセンターで処理困難物の搬入予約を行うこと） プレート型 →処理困難物（販売店・専門業者等問合せまたは、事前にクリーンセンターで処理困難物の搬入予約を行うこと）
47	ﾀﾞﾝﾍﾞﾙﾌﾟﾚｰﾄ	ダンベルプレート			○			○		A	○	5kg未満の場合 →燃やさないごみ 5kg以上の場合 →処理困難物（販売店・専門業者等問合せまたは、事前にクリーンセンターで処理困難物の搬入予約を行うこと） プレート型 →処理困難物（販売店・専門業者等問合せまたは、事前にクリーンセンターで処理困難物の搬入予約を行うこと） 資源物（金属製のみ） →地域のリサイクルステーションに排出すること
48	ﾀﾞﾝﾎﾞｰﾙ	段ボール						○			○	資源物（紙類） →ひもで十文字に束ねた状態で、地域のリサイクルステーションへ排出すること
49	ﾁｪｰﾝ	チェーン（自動車用）			○			△			○	燃やさないごみ →１ｍ未満のもの 資源物（金属製のみ） →地域のリサイクルステーションに排出すること
50	ﾁｪｰﾝｿｰ	チェーンソー（電気式）				○	○				○	リチウムイオン電池等を外した場合 →燃やさないごみ（刃は取外すこと） リチウムイオン電池等が外せない場合 →有害危険ごみ ※充電池が取り外せない場合「充電池入り」と記載し排出すること 粗大ごみ →１ｍ以上のもの（１点で処理券１枚） ※刃は有害危険ごみ（取り外し、紙等で梱包すること） リチウムイオン電池等本体 →販売店などのリチウムイオン電池等回収ＢＯＸにて排出すること
51	ﾁｪｰﾝｿｰ	チェーンソー（エンジン式）								A	○	処理困難物（オイルは抜くこと） →販売店・専門業者等問合せまたは、事前にクリーンセンターで処理困難物の搬入予約を行うこと(必ず燃料を空にして持ってくること)
52	ﾁｪｽﾄ	チェスト				★					○	指定品目 →１点で処理券１枚
53	ﾁｷｭｳｷﾞ	地球儀			○						○	
54	ﾁｸﾆｮｳﾌﾞｸﾛ(ｽﾄｰﾏ)	蓄尿袋（ストーマ）（在宅医療用）	少量								○	燃やすごみ（少量） →紙・布等に包んで、排出すること ※中身はトイレに流すこと
55	ﾁｬｲﾙﾄﾞｼｰﾄ	チャイルドシート			○	○					○	燃やさないごみ →１辺が原則40cm未満のもの 粗大ごみ →１辺が40cm以上のもの（１点で処理券１枚）
56	ﾁｬｯｶｻﾞｲ	着火剤（ジェル・固形）	使用済			注意					○	使用済み製品の場合 →燃やすごみ 未使用製品の場合 →クリーンセンター持込のみ（現場判断）
57	ﾁｬﾊﾞｺ	茶箱				★					○	指定品目 →１個で処理券１枚
58	ﾁｬﾌﾞﾀﾞｲ	ちゃぶ台				★					○	指定品目 →１台で処理券１枚
59	ﾁｬﾜﾝ	茶碗			○						○	
60	ﾁｬﾝﾁｬﾝｺ	ちゃんちゃんこ	切断								○	50cm未満に切断すること ※資源化不適物

①処理困難物、その他（A）→クリーンセンターで予約可能　②処理困難物、その他（B）→他事業者案内、又は廃掃法上廃棄物でない　③処理困難物、その他（C）→販売店・専門店等問合せ　④処理困難物、その他（D）→法令や条例上処理不可

５０音表

No	カナ	品　　目	燃やすごみ	容器包装プラスチック	燃やさないごみ	粗大ごみ、持込判断	有害危険ごみ	資源物	各種リサイクル法	処理困難物、その他	HP掲出	備考（HP用）
61	ﾁｭｳｼｬﾖｳﾎﾟｰﾙ	駐車用ポール			○	○ 4					○	燃やさないごみ →１ｍ未満のもの 粗大ごみ →１ｍ以上のもの（4本で処理券１枚）
62	ﾁｭｰﾌﾞﾙｲ	チューブ類（在宅医療用）	少量								○	50cm未満に切って束ねて少量ずつ紙に包むこと
63	ﾁｮｳｺｸﾄｳ	彫刻刀					○				○	有害危険ごみ →刃先を紙などで梱包し、刃物と記載すること
64	ﾁｮｰｸ	チョーク	○								○	
65	ﾂｲﾀﾃ	ついたて				★					○	指定品目 →１枚で処理券１枚
66	ﾂｴ	つえ（混成製品）			○	△ 4					○	燃やさないごみ →１ｍ未満のもの（伸縮式の場合、１ｍ未満にすること） 粗大ごみ →１ｍ以上のもの（4点で処理券１枚）
67	ﾂｴ	つえ（天然素材）	○			△ 4					○	燃やすごみ →50cm未満のもの 粗大ごみ →50cm以上のもの（１点で処理券１枚）（4本まで処理券１枚）
68	ﾂｸｴ	机				★					○	指定品目 →１台で処理券１枚（イスは別扱い）
69	ﾂｹﾓﾉｲｼ	漬物石（既製品）								A	○	処理困難物 →販売店・専門業者等問合せまたは、事前にクリーンセンターで処理困難物の搬入予約を行うこと
70	ﾂｹﾓﾉﾀﾙ	漬け物樽（陶器・プラスチック製）			○	○					○	燃やさないごみ →１辺が原則40cm未満のもの 粗大ごみ →１辺が40cm以上のもの（１点で処理券１枚）
71	ﾂﾁ	土								B	○	販売店・専門業者等問合せ
72	ﾂﾁﾈﾝﾄﾞ	土粘土（陶芸用粘土）								A	○	処理困難物 →販売店・専門業者等問合せまたは、事前にクリーンセンターで処理困難物の搬入予約を行うこと
73	ﾂﾂ	筒（紙筒・ワニ皮）	○								○	
74	ﾂｯﾊﾞﾘﾎﾞｳ	突っ張り棒			○	○ 4		△			○	燃やさないごみ →１ｍ未満のもの 粗大ごみ →１ｍ以上のもの（4本まで処理券１枚） 資源物（金属製のみ） →地域のリサイクルステーションに排出すること
75	ﾂﾐｷ	積み木（木製）	○								○	
76	ﾂﾒｷﾘ	爪切り			○						○	
77	ﾂﾘｲﾄ	釣り糸			切断						○	50cm未満に切断すること
78	ﾂﾘｻﾞｵ	釣り竿（天然素材）	○			○ 4					○	燃やすごみ →50cm未満のもの 粗大ごみ →長さが50cm以上のもの（4本まで処理券１枚）
79	ﾂﾘｻﾞｵ	釣り竿（混成製品）			○	○ 4					○	燃やさないごみ →１ｍ未満のもの 粗大ごみ →１ｍ以上のもの（4本まで処理券１枚）
80	ﾂﾘｻﾞｵｹｰｽ	釣り竿ケース（ロットケース）			○	○					○	燃やさないごみ →１ｍ未満のもの 粗大ごみ →１ｍ以上のもの（１点で処理券１枚）
81	ﾂﾘﾄﾀﾞﾅ	吊り戸棚				★					○	指定品目 →１台で処理券１枚
82	ﾂﾘﾊﾞﾘ	釣り針			○						○	燃やさないごみ →１ｍ未満のもの（紙などで梱包すること）
83	ﾃﾞｨｰﾌﾞｲﾃﾞｨｰ	ＤＶＤ	ジャケット		○						○	ジャケット →燃やすごみ
84	ﾃﾞｨｰﾌﾞｲﾃﾞｨｰﾌﾟﾚｲﾔｰ	ＤＶＤプレイヤー（レコーダー・デッキ）			○						○	

①処理困難物、その他（A）→クリーンセンターで予約可能　②処理困難物、その他（B）→他事業者案内、又は廃掃法上廃棄物でない　③処理困難物、その他（C）→販売店・専門店等問合せ　④処理困難物、その他（D）→法令や条例上処理不可

No	カナ	品　　目	燃やすごみ	容器包装プラスチック	燃やさないごみ	粗大ごみ、持込判断	有害危険ごみ	資源物	各種リサイクル法	処理困難物、その他	HP掲出	備考（HP用）
85	ﾃｲｼｭｳﾊﾁﾘｮｳｷ	低周波治療器			切断		○				○	マット →燃やさないごみ（50cm未満に切断すること） 本体 →有害危険ごみ
86	ﾃﾞｨｽｸ	ディスク（CD、ＤＶＤ、FD、MD、MOディスクなど）			○						○	
87	ﾃﾞｨｽﾌﾟﾚｲ	ディスプレイ（各種リサイクル法対象外品）			○	○			家電リサイクル法対象外品		○	テレビチューナー付きのものは家電リサイクル法対象、パソコンのモニターはパソコンリサイクル法の対象となるためメーカーへ確認すること。 それ以外のディスプレイについて １ｍ未満→燃やさないごみ １ｍ以上→粗大ごみ
88	ﾃﾞｨｽﾌﾟﾚｲﾓﾆﾀｰ	ディスプレイモニター（液晶・有機EL式モニター）			○	○			家電リサイクル法対象外品		○	テレビチューナー付きのものは家電リサイクル法対象、パソコンのモニターはパソコンリサイクル法の対象となるためメーカーへ確認すること。 それ以外のディスプレイについて １ｍ未満→燃やさないごみ １ｍ以上→粗大ごみ
89	ﾃﾞｨｽﾎﾟｰｻﾞｰ	ディスポーザー（生ごみ粉砕機）				持込判断					○	クリーンセンター持込のみ（現場判断）
90	ﾃｨｯｼｭﾉﾊｺ	ティッシュの空き箱（紙製）		ビニール				○			○	取り出しロビニール →容器包装プラスチック 資源物（紙類） →地域のリサイクルステーションへ排出 ひもで十文字に束ねること
91	ﾃｰﾌﾞﾙ	テーブル(バタフライテーブル)			小型イス	★					○	折り畳みイス（小型イス） →燃やさないごみ（１辺が原則40cm未満のもの） →粗大ごみ（１辺が40cm以上のもの（１点で処理券１枚）） バタフライテーブル →指定品目（１点で処理券１枚）
92	ﾃｰﾌﾞﾙ	テーブル（ダイニングテーブルなど）				★					○	指定品目 →１台で処理券１枚（イスは別扱い）
93	ﾃｰﾌﾞﾙｸﾛｽ	テーブルクロス			切断						○	50cm未満に切断すること
94	ﾃｶｶﾞﾐ	手鏡			○						○	
95	ﾃﾞｼﾞﾀﾙｶﾒﾗ	デジタルカメラ			○		○				○	リチウムイオン電池等を外した場合 →燃やさないごみ リチウムイオン電池等が外せない場合 →有害危険ごみ ※充電池が取り外せない場合「充電池入り」と記載し排出すること リチウムイオン電池等本体 →販売店などのリチウムイオン電池等回収ＢＯＸにて排出すること
96	ﾃﾞｽｸﾏｯﾄ	デスクマット			切断						○	燃やさないごみ →50cm未満に切断すること
97	ﾃﾂｱﾚｲ	鉄アレイ（ダンベル）			○					A	○	5kg未満の場合 →燃やさないごみ 5kg以上の場合 →処理困難物（販売店・専門業者等問合せまたは、事前にクリーンセンターで処理困難物の搬入予約を行うこと） プレート型 →処理困難物（販売店・専門業者等問合せまたは、事前にクリーンセンターで処理困難物の搬入予約を行うこと）
98	ﾃﾂﾊﾟｲﾌﾟ	鉄パイプ				○ 4		○ 4			○	粗大ごみ →１ｍ以上のもの（4本で処理券１枚） 資源物（金属製のみ） →地域のリサイクルステーションへ排出すること
99	ﾃﾂﾎﾞｳ	鉄棒（子供用）				○ 4		○ 4			○	粗大ごみ →１ｍ以上のもの（鉄の棒4本で処理券１枚） 資源物（金属製のみ） →地域のリサイクルステーションへ排出すること
100	ﾃﾆｽﾎﾞｰﾙ	テニスボール			○						○	
101	ﾃﾆｽﾗｹｯﾄ	テニスラケット			○						○	
102	ﾃﾌﾞｸﾛ	手袋（毛糸）	○								○	

①処理困難物、その他（A）→クリーンセンターで予約可能　②処理困難物、その他（B）→他事業者案内、又は廃掃法上廃棄物でない　③処理困難物、その他（C）→販売店・専門店等問合せ　④処理困難物、その他（D）→法令や条例上処理不可

５０音表

No	カナ	品　　目	燃やすごみ	容器包装プラスチック	燃やさないごみ	粗大ごみ、持込判断	有害危険ごみ	資源物	各種リサイクル法	処理困難物、その他	HP掲出	備考（HP用）
103	ﾃﾌﾞｸﾛ	手袋（革製）	切断		切断						○	本革の場合 →燃やすごみ（50cm未満に切断すること） 本革以外の場合 →燃やさないごみ（50cm未満に切断すること）
104	ﾃﾚﾋﾞ	テレビ（ブラウン管式・液晶・プラズマ・有機EL）							家電リサイクル法対象品		○	家電リサイクル法対象品 →クリーンセンター搬入不可 ※処分方法は家庭ごみ正しい分け方・出し方パンフレットのP10を参照
105	ﾃﾚﾋﾞｱﾝﾃﾅ	テレビアンテナ			○	○		○			○	燃やさないごみ →1m未満のもの 粗大ごみ →1m以上のもの（1点で処理券1枚） 資源物（金属製のみ） →地域のリサイクルステーションに排出すること
106	ﾃﾚﾋﾞﾀﾞｲ	テレビ台				★					○	指定品目 →1台で処理券1枚
107	ﾃﾚﾎﾝｶｰﾄﾞ	テレホンカード			○						○	
108	ﾃﾞﾝｷｱﾝｶ	電気アンカ			○		○				○	リチウムイオン電池等を外した場合 →燃やさないごみ リチウムイオン電池等が外せない場合 →有害危険ごみ ※充電池が取り外せない場合「充電池入り」と記載し排出すること リチウムイオン電池等本体 →販売店などのリチウムイオン電池等回収BOXにて排出すること
109	ﾃﾞﾝｷｶｰﾍﾟｯﾄ	電気カーペット（ペット用）			○	○					○	燃やさないごみ →1m未満のもの 粗大ごみ →1m以上のもの（1点で処理券1枚）
110	ﾃﾞﾝｷｹﾄﾙ	電気ケトル			○						○	
111	ﾃﾞﾝｷｺｰﾄﾞ	電気コード			切断						○	燃やさないごみ →50cm未満に切断すること
112	ﾃﾞﾝｷｽﾀﾝﾄﾞ	電気スタンド			○	○	△				○	燃やさないごみ →1m未満のもの 粗大ごみ →1m以上のもの（1点で処理券1枚） LED →燃やさないごみ（「LED」と書いた貼り紙を貼ること） 蛍光灯 →有害危険ごみ
113	ﾃﾞﾝｷｽﾄｰﾌﾞ	電気ストーブ			○						○	
114	ﾃﾞﾝｷﾎﾟｯﾄ	電気ポット			○						○	
115	ﾃﾞﾝｷﾓｳﾌ	電気毛布				★					○	指定品目 →1枚で処理券1枚
116	ﾃﾞﾝｷｭｳ	電球（白熱球）			○		△				○	LED →燃やさないごみ ※LEDと張り紙をすること 電球型蛍光灯 →有害危険ごみ
117	ﾃﾞﾝｼｵﾙｶﾞﾝ	電子オルガン								B	○	市条例第16条に該当 販売店・専門業者等問合せ
118	ﾃﾞﾝｼｶｰﾍﾟｯﾄ、ﾃﾞﾝｷｶｰﾍﾟｯﾄ、ﾎｯﾄｶｰﾍﾟｯﾄ	電子カーペット、電気カーペット、ホットカーペット			○	○					○	燃やさないごみ →1m未満のもの 粗大ごみ →1m以上のもの（1点で処理券1枚）
119	ﾃﾞﾝｼｶﾄﾘｷ	電子蚊取り機			○						○	※使い切ったカートリッジ含む

①処理困難物、その他（A）→クリーンセンターで予約可能　②処理困難物、その他（B）→他事業者案内、又は廃掃法上廃棄物でない　③処理困難物、その他（C）→販売店・専門店等問合せ　④処理困難物、その他（D）→法令や条例上処理不可

No	カナ	品　　目	燃やすごみ	容器包装プラスチック	燃やさないごみ	粗大ごみ、持込判断	有害危険ごみ	資源物	各種リサイクル法	処理困難物、その他	HP掲出	備考（HP用）
120	ﾃﾞﾝｼﾀｲｵﾝｹｲ	電子体温計			○		○				○	リチウムイオン電池等を外した場合 →燃やさないごみ リチウムイオン電池等が外せない場合 →有害危険ごみ ※充電池が取り外せない場合「充電池入り」と記載し排出すること リチウムイオン電池等本体 →販売店などのリチウムイオン電池等回収BOXにて排出すること コイン型リチウム電池・乾電池 →有害危険ごみ ※乾電池が取り外せない場合「乾電池入り」と記載し、有害危険ごみで排出すること ※リチウムイオン電池等の処分方法についてはパンフレットのP11参照
121	ﾃﾞﾝｼﾀﾊﾞｺ	電子たばこ					○				○	流山市HP・（一社）日本たばこ協会HPに回収店舗情報掲載
122	ﾃﾞﾝｼﾃﾁｮｳ	電子手帳			○		○				○	リチウムイオン電池等を外した場合 →燃やさないごみ リチウムイオン電池等が外せない場合 →有害危険ごみ ※充電池が取り外せない場合「充電池入り」と記載し排出すること リチウムイオン電池等本体 →販売店などのリチウムイオン電池等回収BOXにて排出すること コイン型リチウム電池・乾電池 →有害危険ごみ ※乾電池が取り外せない場合「乾電池入り」と記載し、有害危険ごみで排出すること ※リチウムイオン電池等の処分方法についてはパンフレットのP11参照
123	ﾃﾞﾝｼﾋﾟｱﾉ	電子ピアノ								B	○	市条例第16条に該当 販売店・専門業者等問合せ
124	ﾃﾞﾝｼﾚﾝｼﾞ	電子レンジ			中皿	★					○	陶器、ガラスの中皿 →燃やさないごみ 指定品目 →1台で処理券1枚
125	ﾃﾝﾀｲｵﾎﾞｳｴﾝｷｮｳ	天体望遠鏡				★					○	指定品目 →1台で処理券1枚
126	ﾃﾞﾝﾀｸ	電卓（ソーラー電池）			○		○				○	リチウムイオン電池等を外した場合 →燃やさないごみ リチウムイオン電池等が外せない場合 →有害危険ごみ ※充電池が取り外せない場合「充電池入り」と記載し排出すること リチウムイオン電池等本体 →販売店などのリチウムイオン電池等回収BOXにて排出すること コイン型リチウム電池・乾電池 →有害危険ごみ ※乾電池が取り外せない場合「乾電池入り」と記載し、有害危険ごみで排出すること ※リチウムイオン電池等の処分方法についてはパンフレットのP11参照
127	ﾃﾝﾄ	テント（キャンプ用）			切断	支柱 4		△			○	タープ本体 →燃やさないごみ（50cm未満に切断すること） 支柱 →燃やさないごみ（1m未満のもの） →粗大ごみ（1m以上のもの（支柱4本で処理券1枚）） 資源物（金属製のみ） →地域のリサイクルステーションへ排出すること
128	ﾃﾞﾝﾄﾞｳｶｰﾄ	電動カート								C	○	販売店・専門業者等問合せ

①処理困難物、その他（A）→クリーンセンターで予約可能　②処理困難物、その他（B）→他事業者案内、又は廃掃法上廃棄物でない　③処理困難物、その他（C）→販売店・専門店等問合せ　④処理困難物、その他（D）→法令や条例上処理不可

No	カナ	品　　目	燃やすごみ	容器包装プラスチック	燃やさないごみ	粗大ごみ、持込判断	有害危険ごみ	資源物	各種リサイクル法	処理困難物、その他	HP掲出	備考（HP用）
129	ﾃﾞﾝﾄﾞｳｶﾐｿﾘ	電動カミソリ			○		○				○	リチウムイオン電池等を外した場合 →燃やさないごみ リチウムイオン電池等が外せない場合 →有害危険ごみ ※充電池が取り外せない場合「充電池入り」と記載し排出すること リチウムイオン電池等本体 →販売店などのリチウムイオン電池等回収BOXにて排出すること
130	ﾃﾞﾝﾄﾞｳｷｯｸﾎﾞｰﾄﾞ	電動キックボード								A	○	処理困難物 →販売店・専門業者等問合せまたは、事前にクリーンセンターで処理困難物の搬入予約を行うこと ★クリーンセンターで処理困難物の予約を行う場合は ・ナンバープレートを外すこと ・充電池（バッテリー）を外すこと （ナンバープレートの外し方は販売店などへ問合せ、税関係は市民税課へ問合せ）
131	ﾃﾞﾝﾄﾞｳｼｷｼﾞﾃﾝｼｬ	電動式自転車				★		△			○	指定品目 →１台で処理券１枚 ※自転車と同様で防犯登録は解除 資源物（金属製のみ） →防犯登録を解除し、地域のリサイクルステーションに排出すること ※サドルに「リサイクル」と貼紙をすること 充電式バッテリー リサイクルマークがある場合 →市内小売店等に設置してある小型充電式電池リサイクルBOXにて排出 リサイクルマークがない場合 →クリーンセンターに直接持込
132	ﾃﾞﾝﾄﾞｳﾄﾞﾗｲﾊﾞｰ	電動ドライバー			○		○				○	リチウムイオン電池等を外した場合 →燃やさないごみ リチウムイオン電池等が外せない場合 →有害危険ごみ ※充電池が取り外せない場合「充電池入り」と記載し排出すること リチウムイオン電池等本体 →販売店などのリチウムイオン電池等回収BOXにて排出すること コイン型リチウム電池・乾電池 →有害危険ごみ ※乾電池が取り外せない場合「乾電池入り」と記載し、有害危険ごみで排出すること ※リチウムイオン電池等の処分方法についてはパンフレットのP１１参照
133	ﾃﾞﾝﾄﾞｳﾉｺｷﾞﾘ	電動のこぎり			○		○				○	リチウムイオン電池及び刃を外した場合 →燃やさないごみ リチウムイオン電池及び刃が外せない場合 →有害危険ごみ ※取り外せない場合「充電池入り及び刃物」と記載し排出すること リチウムイオン電池等本体 →販売店などのリチウムイオン電池等回収BOXにて排出すること

No	カナ	品　　目	燃やすごみ	容器包装プラスチック	燃やさないごみ	粗大ごみ、持込判断	有害危険ごみ	資源物	各種リサイクル法	処理困難物、その他	HP掲出	備考（HP用）
134	ﾃﾞﾝﾄﾞｳﾊﾌﾞﾗｼ	電動歯ブラシ			○		○				○	リチウムイオン電池等を外した場合 →燃やさないごみ リチウムイオン電池等が外せない場合 →有害危険ごみ ※充電池が取り外せない場合「充電池入り」と記載し排出すること リチウムイオン電池等本体 →販売店などのリチウムイオン電池等回収BOXにて排出すること コイン型リチウム電池・乾電池 →有害危険ごみ ※乾電池が取り外せない場合「乾電池入り」と記載し、有害危険ごみで排出すること ※リチウムイオン電池等の処分方法についてはパンフレットのP11参照
135	ﾃﾞﾝﾜｷ	電話機（FAXを含む）			○		○				○	インクリボン →燃やさないごみ 乾電池 →有害危険ごみ ※乾電池が取り外せない場合「乾電池入り」と記載し、有害危険ごみで排出すること
136	ﾄ･ﾄﾞｱ	戸・ドア				★					○	指定品目 →1枚で処理券1枚
137	ﾄﾞｱﾉﾌﾞ	ドアノブ			○			△			○	燃やさないごみ →1m未満のもの 資源物（金属製のみ） →地域のリサイクルステーションに排出すること
138	ﾄｲｼ	砥石（石製）								A	○	処理困難物 →販売店・専門業者等問合せまたは、事前にクリーンセンターで処理困難物の搬入予約を行うこと
139	ﾄｳｶｸﾞ	籐家具	○			○					○	燃やすごみ →50cm未満のもの 粗大ごみ →50cm以上のもの（1点で処理券1枚）
140	ﾄｳｷ	陶器			○	○					○	燃やさないごみ →1m未満のもの 粗大ごみ →1m以上のもの（1点で処理券1枚）
141	ﾄﾞｳｷﾞ	道着	○								○	資源化不適物
142	ﾄｳｹﾞｲﾖｳﾂﾁ	陶芸用土								A	○	処理困難物 →販売店・専門業者等問合せまたは、事前にクリーンセンターで処理困難物の搬入予約を行うこと
143	ﾄｳﾊﾞ	塔婆（とうば）				持込判断					○	クリーンセンター持込のみ（現場判断） 50cm未満に切断すること
144	ﾄｳﾕ	灯油（石油）	注意							D	○	市条例第16条の規定により排出不可 販売店・専門業者問い合わせ
145	ﾄｳﾕｶﾝ	灯油缶			○	○					○	燃やさないごみ →1m未満のもの 粗大ごみ →1m以上のもの（1点で処理券1枚） ※中身を空にすること
146	ﾄｳﾕﾎﾟﾝﾌﾟ	灯油ポンプ			○						○	
147	ﾄｰｽﾀｰ	トースター			○						○	

①処理困難物、その他（A）→クリーンセンターで予約可能　②処理困難物、その他（B）→他事業者案内、又は廃掃法上廃棄物でない　③処理困難物、その他（C）→販売店・専門店等問合せ　④処理困難物、その他（D）→法令や条例上処理不可

No	カナ	品　　目	燃やすごみ	容器包装プラスチック	燃やさないごみ	粗大ごみ、持込判断	有害危険ごみ	資源物	各種リサイクル法	処理困難物、その他	HP掲出	備考（HP用）
148	ﾄｹｲ	時計			○	○	○				○	リチウムイオン電池等を外した場合 →燃やさないごみ（1m未満のもの） →粗大ごみ（1m以上のもの（1点で処理券1枚）） リチウムイオン電池等が外せない場合 →有害危険ごみ ※充電池が取り外せない場合「充電池入り」と記載し排出すること リチウムイオン電池等本体 →販売店などのリチウムイオン電池等回収BOXにて排出すること コイン型リチウム電池・乾電池 →有害危険ごみ ※乾電池が取り外せない場合「乾電池入り」と記載し、有害危険ごみで排出すること ※リチウムイオン電池等の処分方法についてはパンフレットのP11参照
149	ﾄﾀﾝｲﾀ	トタン板（波板）				★ 4		△			○	指定品目 →4枚で処理券1枚 資源物（金属製のみ） →地域のリサイクルステーションに排出すること
150	ﾄﾀﾝｲﾀ	トタン板（ガラスネット）								A	○	クリーンセンター問い合わせ
151	ﾄﾅｰ	トナー								D	○	処理及び、リサイクル不可のため、専門店・トナー販売業者に問合せ
152	ﾄﾞﾅﾍﾞ	土鍋			○						○	
153	ﾄﾞﾗｲﾊﾞｰ	ドライバー（工具）			○			△			○	燃やさないごみ →1m未満のもの 資源物（金属製のみ） →地域のリサイクルステーションに排出すること
154	ﾄﾞﾗｲﾔｰ	ドライヤー			○						○	
155	ﾄﾞﾗﾑ	ドラム(楽器)			○	○		△			○	燃やさないごみ →1m未満のもの 粗大ごみ →1m以上のもの（ドラム1セットで処理券1枚） 資源物（金属製のみ） →地域のリサイクルステーションに排出すること
156	ﾄﾞﾗﾑｶﾝ	ドラム缶								A	○	クリーンセンター問い合わせ
157	ﾄﾗﾝｸ	トランク（スーツケース）				★					○	指定品目 →1個で処理券1枚
158	ﾄﾗﾝｼｰﾊﾞｰ	トランシーバー			○		○				○	リチウムイオン電池等を外した場合 →燃やさないごみ リチウムイオン電池等が外せない場合 →有害危険ごみ ※充電池が取り外せない場合「充電池入り」と記載し排出すること リチウムイオン電池等本体 →販売店などのリチウムイオン電池等回収BOXにて排出すること コイン型リチウム電池・乾電池 →有害危険ごみ ※乾電池が取り外せない場合「乾電池入り」と記載し、有害危険ごみで排出すること ※リチウムイオン電池等の処分方法についてはパンフレットのP11参照
159	ﾄﾗﾝﾎﾟﾘﾝ	トランポリン（家庭用玩具のみ）			○	○					○	燃やさないごみ →1m未満のもの 粗大ごみ →1m以上のもの（1点で処理券1枚）

No	カナ	品　　目	燃やすごみ	容器包装プラスチック	燃やさないごみ	粗大ごみ、持込判断	有害危険ごみ	資源物	各種リサイクル法	処理困難物、その他	HP掲出	備考（HP用）
160	ﾄﾘｶｺﾞ	鳥かご			○	○		○			○	燃やさないごみ →１m未満のもの 粗大ごみ →１m以上のもの（１点で処理券１枚） 資源物（金属製のみ） →地域のリサイクルステーションに排出すること
161	ﾄﾘｮｳｶﾝ	塗料缶			○						○	中身が排出できる場合 →燃やさないごみ ※缶本体は乾かして排出すること 未使用品・固まって出せない場合 →販売店・専門業者等問合せ
162	ﾄﾙｿｰ	トルソー（マネキン胴の部分）				★					○	クリーンセンター問い合わせ
163	ﾄﾚｲ	トレイ（お盆・眼鏡、時計等々小物置き）			○						○	
164	ﾄﾞﾚｯｻｰ・ｷｮｳﾀﾞｲ	ドレッサー（鏡台）・化粧台				★					○	指定品目 →１台で処理券１枚（イスを含め粗大ごみ）
165	ﾄﾞﾛｰﾝ	ドローン			○	○	○				○	リチウムイオン電池等を外した製品 →燃やさないごみ（１m未満のもの） →粗大ごみ（１m以上のもの（１点で処理券１枚）） リチウムイオン電池等が外せない製品 →有害危険ごみ（１m未満のもの） ※充電池が取り外せない場合「充電池入り」と記載し排出すること →粗大ごみ（１m以上のもの（１点で処理券１枚） リチウムイオン電池等本体 →販売店などのリチウムイオン電池等回収BOXにて排出すること
166	ﾄﾛﾌｨｰ	トロフィー			○	○		△			○	燃やさないごみ →１m未満のもの 粗大ごみ →１m以上のもの（１点で処理券１枚） 資源物（金属製のみ） →地域のリサイクルステーションに排出すること

①処理困難物、その他（A）→クリーンセンターで予約可能　②処理困難物、その他（B）→他事業者案内、又は廃掃法上廃棄物でない　③処理困難物、その他（C）→販売店・専門店等問合せ　④処理困難物、その他（D）→法令や条例上処理不可